

第3章

高等教育の充実

総論

文部科学省では、中央教育審議会や教育未来創造会議等における議論を踏まえ、高等教育改革の着実な実現に取り組んでいます。あわせて、医療人や法曹などの専門人材の養成や、地域医療の中核としての大学附属病院の機能強化、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する専門職大学等の振興、高等専門学校や専門学校の充実

など高等教育の多様な発展のための様々な取組を推進しています。

さらに、学生が経済的な理由により進学・修学を断念することのないよう、授業料等減免や奨学金制度の充実等の修学支援に取り組むとともに、学生の就職活動への支援やキャリア教育の充実に向けた支援も行っています。

第3章

高等教育の充実

第1節 高等教育施策の動向

1 大学改革の基本的方向性

世界では、分断化する国際情勢や気候変動などの環境問題、AIの進展による効率化とリスク等、社会を取り巻く状況は大きく変化しています。そして我が国では、急速に少子化が進み、人口動態統計速報によれば、令和7年の出生数は約70万人に減少しています。

大学をはじめとする高等教育機関が、このような状況においても、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出を通じて、一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ（well-being）の実現を核とした、持続可能な活力ある社会を実現する役割を果たすことができるよう、高等教育の在り方を改めて見直す必要があります。

令和7年2月21日に中央教育審議会においてとりまとめられた「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」では、この目指す未来像の実現のためには、「知の総和」（数×能力）を向上することが必須であり、「知の総和」の向上のためには、教育研究

の質を上げ、意欲ある全ての人が高等教育を享受できるような社会に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要と指摘されています。さらに、高等教育全体の教育研究の質の向上、規模の適正化、地理的・社会経済的な高等教育へのアクセス確保の3点を軸に今後の高等教育政策の目指すべき方向性や具体的方策が提言されています。

答申を受け、中央教育審議会や各有識者会議（国立大学法人等の機能強化に向けた検討会、2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議等）等においても具体的方策について検討されました。

急速な少子化が進行する中であっても、高等教育機関は、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって、社会に貢献しながら「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められており、答申やその後の検討結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある取組を進めていきます。

第2節 学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

1 高等教育機関への経済的アクセスの確保

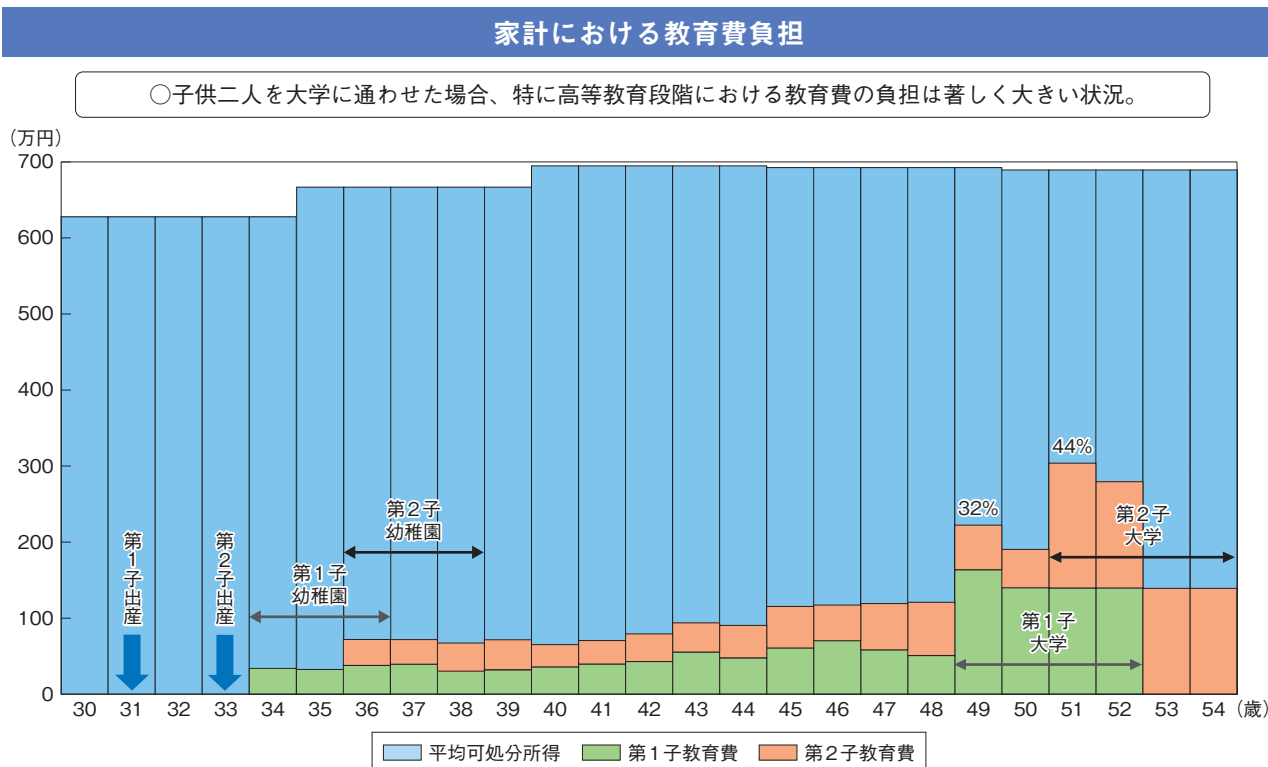
(1) 高等教育費に係る家計支出

大学生の約8割が在学する私立大学に子供二人が通っている場合の家計を例に、平均的なデータを用いて教育費負

担を推計すると、勤労世帯の可処分所得のうち最大2分の1近くを教育費が占めており、家庭にとって高等教育費の負担が大きいことが分かります（図表2-3-1）。

学生・生徒が経済的な理由で進学・修学を断念することがないように、経済的支援を充実させることが重要です。

図表2-3-1 家計における教育費負担



- (注) 1. 31歳で第1子、33歳で第2子を出生と想定（令和6年における母の出生時平均年齢は第1子31.0歳、第2子33.1歳）。
2. 教育費負担：幼稚園は私立・小・中・高は公立の場合の学習費総額（学校教育費、学校給食費及び学校外活動費の合計）
大学は私立大学昼間部の居住形態によらない平均の学費（授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計）
に加え、大学1年生のみ入学金を追加
- 可処分所得：2人以上の勤労者世帯。世帯主の年齢階級別1世帯当たり1ヶ月の可処分所得を年換算。
※30歳から34歳までの可処分所得は、世帯主の年齢階級が「34歳以下」の数値を使用。
3. 本データは一つの試算であり、貯蓄や教育ローン等の活用は考慮していない。

(出典) 母の出生時平均年齢について、厚生労働省「人口動態統計」（令和6年）
幼稚園・小・中・高の教育費負担について、文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」
大学の教育費負担について、文部科学省「私立大学等の令和7年度入学者に係る学生納付金等調査」、独立行政法人日本学生支援機構「令和6年度学生生活調査」
可処分所得について、総務省統計局「家計調査」（令和7年）

(2) 高等教育の修学支援の確実な実施

①高等教育の修学支援新制度

経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低いことを踏まえ、令和2年4月から、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の子供たちに対し、授業料・入学金の減額・免除と返還不要の給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度を実施しています。本制度は、支援を受けた学生がしっかりと学び、社会で自立し活躍できる人材の育成を目的としています。このため、支援開始時に

ては高校在学時の成績だけで判断をせず、高等学校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲等を確認し、要件を満たす人全員を支援するとともに、支援開始後は、学修状況に一定の要件を課しています。また、大学等の経営が継続的かつ安定的に行われることを確認するため、教育や経営に関する一定の要件（機関要件）を満たす大学等を対象機関としています。

本制度については、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、6年度から、中間所得者

世帯のうち、子供三人以上を扶養する多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生へ対象を拡大しました。また、7年度からは、多子世帯の学生については、所得制限なく、国が定める一定の額まで授業料・入学金を減免しています

(図表2-3-2)。7年度は約71万人が本制度を利用しており、支援を必要とする方々に情報が行き届くよう、SNS等の様々な媒体を活用した広報・周知を実施しています。

図表2-3-2 高等教育の修学支援新制度について

高等教育の修学支援新制度 学びを、お金で、あきらめない。

2020年4月からスタートした返還不要の給付型奨学金と授業料・入学金の減免が拡大！

どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生が対象で、入学生も在学学生も対象です！

世帯収入などの要件を満たしていること & 進学先で学ぶ意欲がある学生であること

★高校までの成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認!!

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校が対象です。

★通いたい学校・在学している学校が対象かはこちらからチェック！

対象機関のリスト 新制度の詳細な要件やQ&A

どんな支援が受けられるの？

世帯年収や、扶養する子供の数の状況に応じ、返還不要の給付型奨学金や授業料・入学金の減額・免除が受けられます。

授業料・入学金の減免を利用することにより、家計負担が減少(イメージ)

国からの支援 ※支払いが減免

家計負担

授業料・入学金

給付型奨学金を利用することにより家計負担が減少(イメージ)

生活費等

家計負担

国からの支援 ※現金の支給

支援額は？ ※支援額は単位未満を四捨五入しています。

授業料等減免の上限額(年額)
国公立か、私立かや、学校種に応じて支援額が変わります。

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

①扶養する子供が1人又は2人の場合

上限額まで支援
2/3まで支援
1/3まで支援
1/4まで支援

～約270万円 ～約300万円 ～約380万円 ～約600万円(※1)

(※1)私立理工農系のみのみ、ただし大学・高等は1/3まで支援

②扶養する子供が3人以上の場合(R7～)

上限額まで支援

所得制限なし

給付型奨学金の支給額(年額)
国公立か、私立かのほか、通学形態に応じて支援額が変わります。

		自宅通学		自宅外通学	
		国公立	私立	国公立	私立
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円		
	私立	46万円	91万円		
高等専門学校	国公立	21万円	41万円		
	私立	32万円	52万円		

上限額まで支援
2/3まで支援
1/3まで支援
1/4まで支援

～約270万円 ～約300万円 ～約380万円 ～約600万円(※2)

(※2)多子世帯のみ。

まずは、在籍する高校や大学等、もしくは、日本学生支援機構(0570-666-301)に相談！

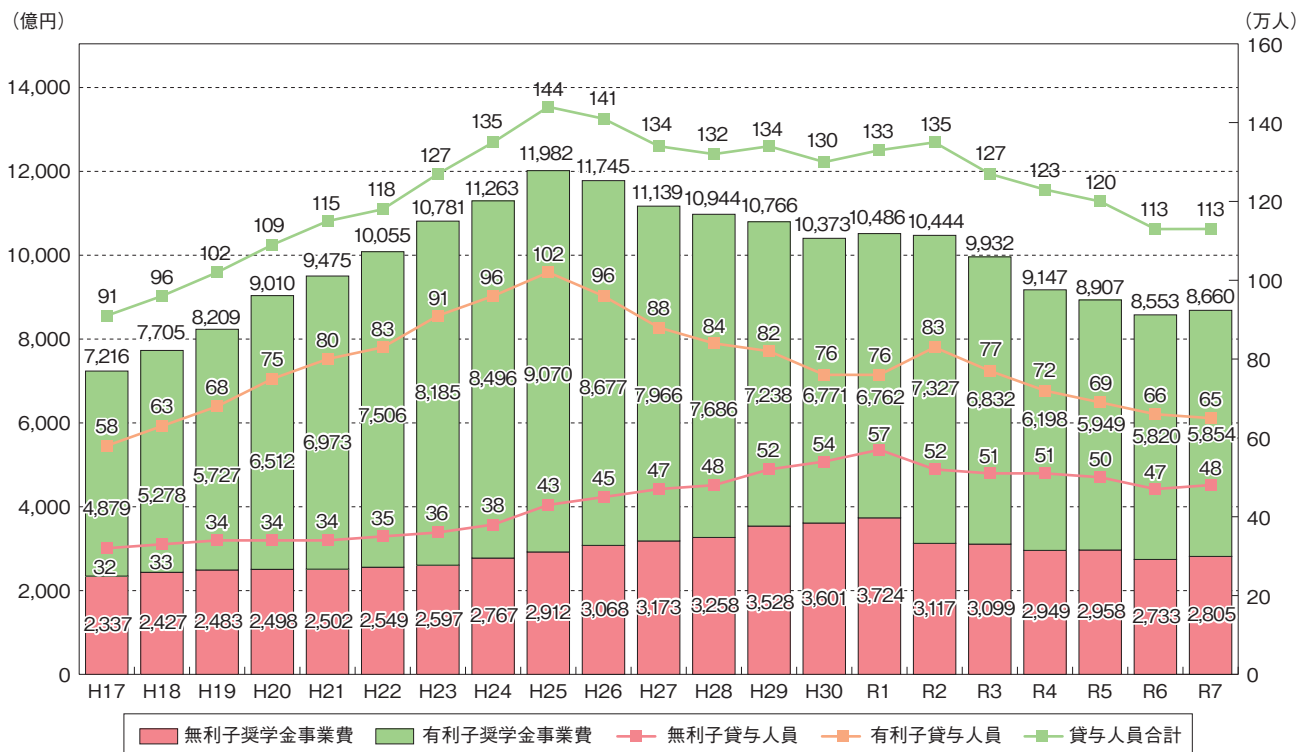
②貸与型奨学金事業

令和7年度の日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金事業全体の貸与人員は約113万人、事業費総額は約8,660億円となっています。無利子奨学金については、意

欲のある学生が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施しており、貸与人員は約48万人、事業費総額は約2,805億円となっています(図表2-3-3)。

図表2-3-3

奨学金事業費



(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(注2) 令和2年度より高等教育の修学支援新制度を創設。無利子奨学金について併給調整を実施。

有利子奨学金は、卒業後にそれまでの貸与額に対して利子^{*1}が課されますが、在学中の利子負担は発生しません。このほか、家計支持者の失業や被災等によって緊急に奨学金を必要とする学生に対応するため、貸与型奨学金の「緊急採用（無利子）・応急採用（有利子）」の申込みを随時受け付けています。

また、令和6年度から、大学院修士段階において、在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する授業料後払い制度を実施しています。

JASSOの貸与型奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から数えて7か月目から始まります。JASSOの貸与型奨学金事業は、卒業・修了した学生等からの返還金を次の世代の学生への原資としており、JASSOにおいては、各学校の協力を得て、学生の返還意識を高めるとともに、返還相談体制をさらに充実するなどしています。

一方、災害、病気、経済困難などによって返還が困難な方には、返還期限を猶予する制度や毎月の返還額を減額する減額返還制度などによってきめ細かく対応しています。減額返還制度については、令和6年4月から、利用可能な年収上限を、325万円から400万円に引き上げるなど、ライフイベントに応じてより柔軟な返還が可能となるよう

見直しを行い、7年度には約5.6万件の利用がありました。

奨学金の返還に際しては、長期にわたって延滞に陥らないことが重要です。JASSOは、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内をするとともに、貸与型奨学金を受ける前の高校段階の生徒及び大学等に在学する学生に対し、資金計画について助言を行うスカラシップ・アドバイザーを派遣するなど、延滞の防止・解消に努めています。

また、地方公共団体において、地域産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やUIJターンを促すため、47都道府県876市区町村（令和7年6月現在）で地方公共団体ごとに定められた要件を満たす方の奨学金の返還を支援する取組を実施しています。

さらに、各企業等において、これまでも独自に社員に対して奨学金の返還額の一部又は全額を支給して返還を支援する取組が行われてきましたが、令和3年4月からJASSOにおいて、企業等からの直接送金を受け付けており、企業等による返還支援を促すことで、返還の負担軽減につなげています。この制度には8年3月末現在で4,852社から登録をいただいています。返還の負担軽減につながるこれらの取組についても、積極的に情報発信を行っています。

*1 利子：令和8年3月貸与終了者における利率は利率固定方式で年2.423%、利率見直し方式で今後5年間は年1.600%

ます。

③その他

文部科学省では、上記①②の制度により、経済的理由により修学困難な学生に対して継続的に支援を行ってきたほか、家計が急変した世帯の学生に対しては、これらの制度において随時申し込みを受け付けてきたところです。

さらに、入学金や授業料の納付が困難な学生については、各大学等に対して納付時期の猶予、減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮を求めるとともに、困難や不安を抱える学生への対応について、相談体制の整備や専門家との連携、支援策の丁寧な周知等により、学生に寄り添ったきめ細かな対応をお願いしています。

(3) 大学院生の経済的支援の拡充

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や、「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(6年3月26日)を踏まえ、特に博士後期課程学生の経済的支援の充実を政府全体で進めています。文部科学省では、特別研究員事業(DC)やJASSOの貸与型奨学金事業における業績優秀者返還免除に取り組むとともに、各大学における授業料減免や学内奨学金、RA(リサーチ・アシスタント)*2制度等、多様な財源を活用した経済的支援策の促進を行っています。

これらに加え、次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)により、令和7年度には合計で約11,800人規模の博士後期課程学生への経済的支援に必要な予算を確保し、引き続き支援の拡充を図っているところです。

(4) 奨学団体等の奨学金事業

奨学金事業は、JASSOのほかに地方公共団体、大学や

企業等によって、多様な形態で幅広く実施されています。JASSOのウェブサイト*3では、大学・地方公共団体等が行う奨学金制度の情報を掲載しています。

2 学生等の就職活動支援及び大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

(1) 学生等の就職活動

文部科学省と厚生労働省は、毎年共同して大学等卒業者の就職状況を調査しています。令和7年度の大学の学部卒業者の就職率は98.0%（前年度同期比増減なし）となり、調査を開始した平成8年度以降過去2番目に高い水準となりました(図表2-3-4、図表2-3-5)。文部科学省では引き続き、大学等と関係府省とも連携し、経済団体等に対して卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者が新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすることなどの要請を行っているところです。

図表2-3-4 令和7年度大学等卒業者の就職状況

(令和8年4月1日現在)

区 分	就職希望率	就職率
大 学	75.6% (0.0)	98.0% (0.0)
うち 国公立	53.3% (▲0.1)	97.9% (0.3)
私 立	86.7% (0.0)	98.1% (0.0)
短 期 大 学	80.4% (▲2.1)	97.4% (0.4)
高等専門学校	59.0% (1.2)	99.2% (▲0.4)
計	74.9% (▲0.1)	98.0% (0.0)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。
就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。
2. () 前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

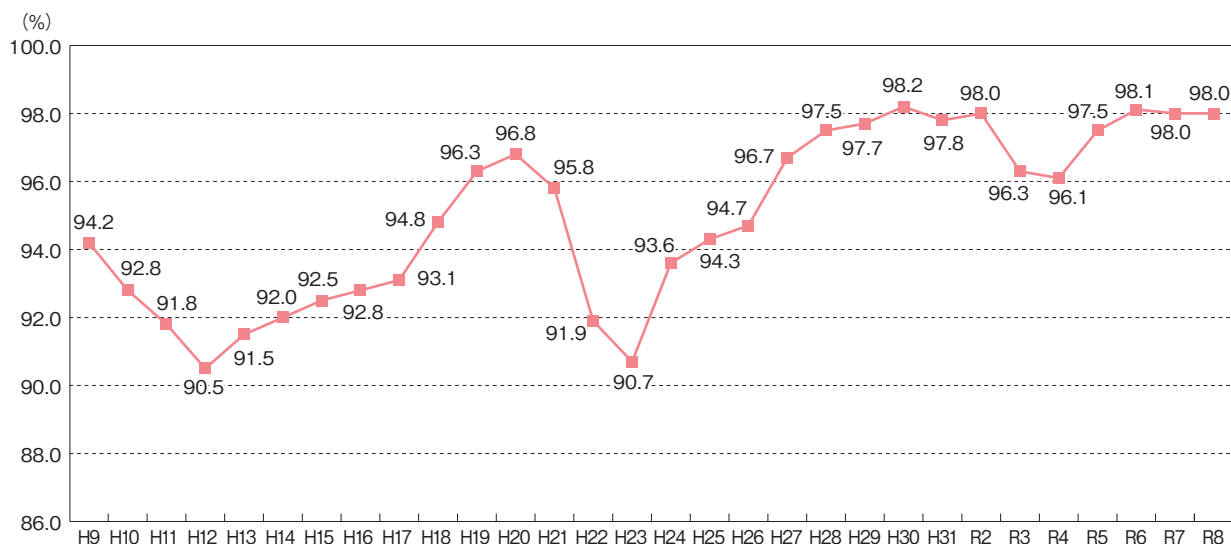
(出典) 大学等卒業者の就職状況調査(文部科学省、厚生労働省調べ)

*2 RA(リサーチ・アシスタント):大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

*3 参照: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>

図表2-3-5

就職率の推移



(注) 数値は各年4月1日現在の大学、短期大学及び高等専門学校全体の値を示す。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査（文部科学省、厚生労働省調べ）

また、文部科学省では、厚生労働省と連携して、就職を希望する一人でも多くの学生等が卒業までに就職することができるよう、大学等と新卒応援ハローワーク等との連携を促すことで、就職支援の一層の充実も図っています。

大学生等の就職・採用活動の開始時期については、平成30年10月から政府において、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」を毎年開催し、当該年度の学部2年生を対象とした「卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」を取りまとめ、経済団体・業界団体を通じて各企業に対し要請しているところです。

現在、令和9年度卒業・修了予定者までの就職・採用活動の開始時期を決定しており、会社説明会等の広報活動開始は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、採用面接などの採用選考活動開始は卒業・修了年度の6月1日以降、内定は10月1日以降として日程の遵守を求めています（図表2-3-6）。

政府としては、今後も学界及び経済界と連携しながら大学生等の就職・採用活動が円滑に実施されるよう、必要な取組を進めていきます。

新規大学等卒業予定者※の就職・採用活動開始時期に係るルール

就職・採用活動と学業を巡る問題

※4年生大学のほか、大学院（修士）、短大、高専を含む

○就職活動が大学の授業・試験期間と重複 ⇒ 学生の成長が最も期待される**学部3年次**の教育に支障。

○海外留学する学生が減少 ⇒ 就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

⇒ **学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備することが重要。**

【2016年度卒業予定者】採用選考活動開始時期を微調整（広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始6月1日以降）

【2017年度～2024年度卒業予定者】前年度の日程を維持

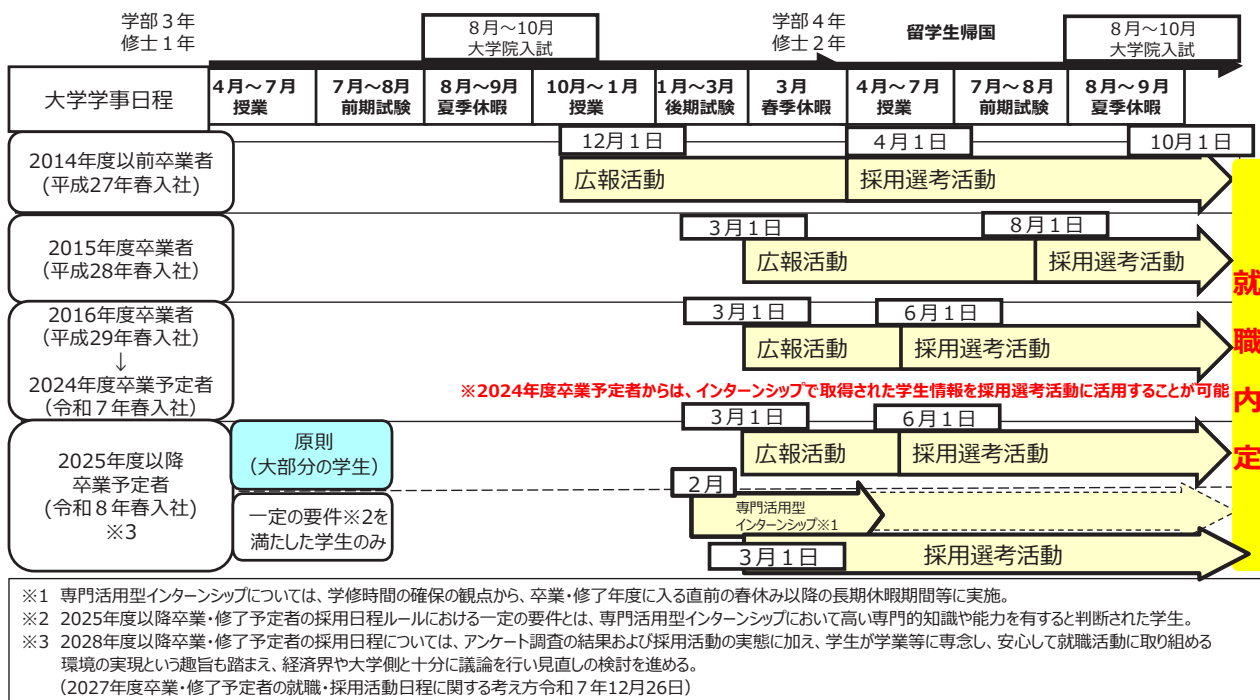
【2025年度以降卒業予定者】専門性の高い人材に関する採用日程を設定（プロセスの複雑化）

※ 広報活動（会社説明会など）

：採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。（例）会社説明会

※ 採用選考活動（採用面接など）

：採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。（例）採用面接



(2) 大学等における学生のキャリア形成支援活動の推進

学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学や企業等に普及するのにふさわしいモデルとなり得る正規的教育課程における学生のキャリア形成支援活動を、好事例として文部科学大臣が表彰し、その成果を広く普及することを目的として「大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰制度」を隔年で実施しています。令和7年度は、各大学等や地域の特性を生かした創意工夫が見られる取組が多く申請される中、優れた取組として5校を表彰しました（最優秀賞：金沢工業大学、優秀

賞：豊田工業大学、日本大学、広島大学、選考委員会特別賞：筑波大学）。

また、大学院教育の一環として行われる長期間かつ有給の研究インターンシップを社会に定着させることにより、Society 5.0にふさわしい雇用の在り方と高等教育が提供する学びのマッチングを図ることを目的として、大学院博士後期課程学生を対象とするジョブ型研究インターンシップの先行的・試行的実施を令和3年度から開始し、大学と企業の連携による大学院博士後期課程学生の多様なキャリアパスの実現に向けた取組の推進を図っています。

第3節 高等教育の更なる発展に向けて

1 大学教育の質保証・向上、大学の経営力の強化

科学技術の進歩やグローバル化の進展により今後も急速に変化していく社会においては、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用できる

とともに、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材が求められます。今後、一人一人の学生がより一層、必要な能力を身に付けられるよう、学修者本位の教育の更なる推進を図るべく、文部科学省では以下のような取組を進めて

います。

(1) 教育の質保証と情報公表の促進

大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）の設置や組織改編は、大学教育の国際的な通用性の確保や学生保護のため、設置審査などの所定の手続を経て行われます。文部科学大臣は大学等の設置等の認可申請を受けると、申請内容が大学設置基準等の法令に適合しているかどうかについて、学識経験者等から成る大学設置・学校法人審議会に諮問を行います。同審議会は教学面、財政面や管理運営面について専門的な審査を行った結果を答申し、それを踏まえ、文部科学大臣が認可の判断を行います。また、大学等が学問の進展や社会の変化に機動的に対応し、組織改編ができるよう、授与している学位の種類と分野を変更しない学部・学科等については、届出による設置を可能としています。

大学や学部等が設置された後の質保証の方策として、文部科学省では、開設年度に入学した学生が卒業する年度までの間、授業科目の開設状況や教員組織の整備状況など設置計画の履行状況について報告を求め、調査を実施しています（設置計画履行状況等調査）。調査の結果、特に課題が見られる場合は指摘事項を付し、公表することで大学等に対して主体的な改善を促しています。また、大きな課題がありながら改善が進まず、設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる場合は、新たな認可申請をしても認可をしないなど、改善を促す仕組みを設けています。

認証評価制度は、学校教育法に基づいて、国公私の全ての大学等に対して、一定期間ごと（大学等の教育研究等の総合的な状況に関する機関別認証評価については7年以内ごと、専門職大学及び専門職大学院等の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関する分野別認証評価については5年以内ごと）に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるものです。本制度は、国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から平成16年度に導入されたものです。

令和7年度は、機関別認証評価において、大学62校、

短期大学4校、高等専門学校8校の認証評価が行われ、分野別認証評価において、専門職大学院29件、専門職大学4件の認証評価が行われました。この結果はそれぞれの認証評価機関のウェブサイトで公表されています*4。

各大学での学びの質と量を確保する観点では、令和2年度に策定された「教学マネジメント指針」を参考に、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築等の取組が進められてきました。また、質保証・質向上システムについては、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（7年2月21日中央教育審議会）において、「知の総和」向上に向け、一人一人の能力を高めるため、質保証を更に発展させ、質向上をより重視する観点から新たな高等教育の質保証・質向上システムを構築することが必要とされています。

そのため、質向上・質保証システム部会を設置し、大学設置基準、設置認可審査、認証評価、情報公表等の質保証・質向上システム全体について専門的な調査審議を行っているところです。

認証評価制度の見直しについては、①学部ごとの「教育の質」に特化した評価を行うこと、②評価結果は学部ごとに段階別に示すこと、③高校生や企業等に分かりやすい形で公表することなど具体的な検討を進めました。こうした議論を踏まえながら、高等教育機関の教育の質が社会から適切に評価される仕組みの実現や学生が主体的・自律的に学修するための環境構築に取組み、学修者本位の教育の更なる推進を進めてまいります。

さらに、大学院での高度な教育を受けたより多くの優秀な人材の輩出が喫緊の課題であることを踏まえ、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図るため、大学設置基準等の関係省令及び関係告示について、令和8年2月に改正しました。この改正では、いわゆる3つの方針（卒業・修了認定の方針（DP）、教育課程の編成・実施に関する方針（CP）及び入学者受け入れに関する方針（AP）をいう。）について、大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能とすることや内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度の創設等を行いました。ま

*4 公益財団法人大学基準協会ウェブサイト

参照：<https://www.juaa.or.jp/>

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構ウェブサイト

参照：<https://www.niad.ac.jp/>

公益財団法人日本高等教育評価機構ウェブサイト

参照：<https://www.jihe.or.jp/>

一般財団法人大学教育質保証・評価センターウェブサイト

参照：<https://jaque.or.jp/>

一般財団法人大学・短期大学基準協会ウェブサイト

参照：<https://www.jaca.or.jp/>

た、データベースを用いた国公立の大学の教育情報を公表し活用する共通の仕組みとして、平成27年3月から「大学ポートレート」を活用した大学情報の社会への公表が進められています。一方で、国公立版と私学版とで情報を提供するプラットフォームが異なるために大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘されています。今後、多様な教育活動の状況を分かりやすく発信するため、諸外国の状況も参照しながら、大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォームを構築し、情報公表を更に進めることを検討しているところです。

（2）成長分野をけん引する人材育成の推進

イノベーションが急速に進展し、科学技術が目まぐるしく進化する中、Society 5.0の到来に向け、AIなどの技術革新を社会実装につなげ、我が国の産業の更なる発展に資する理工系人材の育成は不可欠です。そのため、高等教育段階における理工系分野の教育については、深い専門的知識と俯瞰的視野を持ち、科学技術の新たな発展に資する人材を育成する必要があります。そこで、大学において、こうした産業社会のニーズを的確に受け止めた教育を進められるように、制度改正を行ってきました。具体的には、大学の組織編成等を規定する大学（院）設置基準について、工学系の学部において学科ごとの縦割り構造を抜本的に見直した柔軟な教育体制の編成が可能となる改正（平成30年）、学部の枠を越え、社会のニーズを踏まえた機動的で柔軟な教育プログラムの編成が可能となる改正（令和元年）を行ってきました。

また、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合するSociety 5.0においては、大量のデータを積極的に扱い、社会課題の解決に生かすことができる人材が不可欠で、そのための教育システムの構築が必要です。文部科学省としては、数理・データサイエンス・AI教育を推進するためのコンソーシアムを構築し、モデルカリキュラムの普及・展開や教材開発等の取組を推進するとともに、大学・高専が実施する数理・データサイエンス・AIに関する優れた教育プログラムを政府が認定する制度等を通じ、より質の高い教育をけん引していくことを目指しています。

生成AI等のデジタル技術の飛躍的進化の中で、産業構造の転換等により事務職が余剰となり、AIロボット等利活用人材を含む専門職や現場人材が不足する可能性が指摘されています。一方、我が国の大学教育の構造は、国際的

にみても理工系の大学入学者割合が少ないこと、大学の入学定員が都市部の大学に集中しており、それらの大学では理系の比率が比較的低いことといった構造的課題があり、人材需給のミスマッチが懸念されています。

そのため、将来の社会・産業構造変化を見据え、大規模大学を含めて、成長分野への学部等転換・重点分野の人材育成を行うため、令和4年度第2次補正予算において措置された成長分野転換基金について、7年度補正予算において200億円を積み増し、既存分と合わせて1,000億円規模で再始動し、機動的かつ継続的な支援を行っています。

（3）大学院教育改革

中央教育審議会大学分科会大学院部会では、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月21日中央教育審議会）において、学士課程から博士課程まで縦の連続性の向上を図ることや、学士・修士5年一貫教育の推進等が提言されたことを踏まえ、学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正について議論が行われました。これを踏まえて8年2月に大学院設置基準等を一部改正し、学部教育と大学院教育の円滑な接続を図るため、学部との連続性に配慮した教育課程の編成の促進に向けた規定の整備、連続課程特例認定大学の認定制度の創設を行いました。

文部科学省では、大学院教育改革の取組を促進するため、「卓越大学院プログラム」*⁵を実施しています。また、他の大学院や国際機関等との連携によるネットワーク型の教育研究指導体制の構築等を支援する事業として「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」*⁶を実施しています。さらに、令和7年度からは、「徹底した国際拠点形成（国際化）」と「徹底した産学連携教育」の実施を通じて、豊かな学識と国際性、高度な実践性を身に付けた博士人材を育成する機能の向上等を支援する「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」を開始し、質の高い博士人材の増加を図る大学院教育拠点の形成を支援しています。

（4）国立大学改革

国立大学は、高度な学術研究の推進、計画的な人材育成、地域活性化への貢献や高等教育の機会均等の確保といった重要な役割を果たしています。

平成16年の国立大学の法人化以降、国立大学においては、それぞれの特色や長所を生かした自主的・自律的な機能強化に向けた取組が進められてきました。昨今の急激な社会経済状況の変化の中で、国立大学に対しては、産業競

*5 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takuetudaigakuin/index.htm

*6 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/jinsya-network/index.html

争力強化・イノベーション創出の拠点としての役割や、地方創生の中核的拠点としての機能の発揮など、我が国の成長と発展への積極的な貢献をしてほしいという社会の大きな期待が寄せられています。

また、今後の国立大学法人等の機能強化の方向性について、令和7年8月に有識者会議において「改革の方針」（7年8月29日 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）が取りまとめられました。本方針を踏まえ、同年11月には文部科学省として「国立大学法人等改革基本方針」（7年11月4日）を策定し、第5期中期目標期間（10年度から15年度）に向けた組織業務や国立大学法人運営費交付金等の見直しの具体化をはじめとして、国立大学法人等の改革を進めていきます。

2 大学入学者選抜の改善

（1）大学入学者選抜改革

大学入学者選抜は高等学校教育と大学教育とを接続するものであり、その改革は双方の改革の実効性を高める上で重要な役割を果たすものです。大学入学者選抜改革においては、受験者の知識・技能だけではなく、思考力・判断力・表現力等や、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価していくことを目指しており、「大学入学共通テスト」と「個別選抜」を通じて、受験者のこれら学力の三要素を適切に把握し、大学入学段階で入学者に求める力を、多面的・総合的に評価する入学者選抜に転換することとしています。

（2）大学入学共通テスト

大学入試センター試験に代わり、令和3年1月から大学入学共通テストを実施し、8年1月の試験では、約46万人が受験しました。志願者等の利便性の向上を図るため、8年度共通テストから志願者が個人でパソコンやスマートフォンなどを利用して出願を行うWeb出願となりました。7年度共通テストについては、4年度から実施された高等学校の新学習指導要領に対応した初年度の共通テストとなり、7年度共通テストに限り、新旧の教育課程で構成が大きく異なる出題教科・科目に関し、新教育課程を履修していない入学志願者に対して、旧教育課程による出題教科・科目を選択できるよう経過措置を講じました。また、新たに「情報Ⅰ」が出題されました。

共通テストは、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視するとともに、授業において生徒が学習する場面や、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等を基に考察する場面、学習の過程を意識した場面の設定を重視した問題を出題することとしています。さらに試験実施後

には、自己点検評価や第三者評価を実施し、その結果を踏まえ、更なる良問の作成に努めることとしています。

また過去の事件や不正行為等を受け、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」から安全対策や不正対策についての内容を追加し、8年度要項においても引き続き記載しました。さらに、安全対策や不正対策として受験者や関係者への注意喚起を行いました。

（3）各大学の入学者選抜

各大学では、それぞれの教育理念を踏まえ策定した「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に基づいて、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、学力検査だけでなく、面接や調査書、小論文等の活用による評価尺度の多元化や、総合型選抜や学校推薦型選抜の導入・拡大といった入試方法の多様化が進められています。各大学においては、各選抜区分の特性に応じた形で多面的・総合的評価を行うための工夫を凝らしながら、それぞれの実情に合った方策を講じることが重要であり、その際それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、志願者のどのような学力を、どの資料を用いて、どのような方法で評価するのかを明確にすることが必要です。

また、文部科学省では、各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）など、多様な背景を持った者を対象とする選抜の実施について、大学の取組が進むことを期待し、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」に新たに盛り込み、8年度においても引き続き記載しました。

文部科学省では、各大学の個別選抜について、好事例を認定・公表することにより、優れた取組の成果を積極的に普及するなど、各大学の様々な取組を後押しすることを通じて、大学、高等学校をはじめ、関係機関・団体とも連携しつつ、大学入学者選抜の改善を推進していきます。

3 地域に開かれた高等教育

東京23区の大学等の学生の収容定員増が進むと、東京一極集中の加速化等が懸念されるため、平成30年6月に、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が公布されました。本法においては、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度や地域における若者の雇用機会の創出等の措置と併せて、特定地域（東京23区）内の大学等の学生の収容定員の抑制について規定されています。

さらに、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）を踏まえ、文部科学省では、令和2年10月に、地域の複数の

高等教育機関と、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場である「地域連携プラットフォーム」の構築を推進するためのガイドラインを策定・公表しました。また、3年2月に、地域の大学等が各々の強みや特色を生かしながら、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するための「大学等連携推進法人」の認定制度を創設し、8年3月までに11件（計43大学・短大・高専と2団体）を認定しています。これらの仕組みについては、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（7年2月21日中央教育審議会）において、地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の産学官金等の関係者が、主体的かつ継続的に議論を行う「地域構想推進プラットフォーム」として発展させ、地域ごとの高等教育

へのアクセス確保を図ることが提案されています。

また、国立大学における学部学生の定員については、抑制的に取り扱ってきていますが、このような中でも、地方公共団体、地元産業界、他の高等教育機関等を巻き込み、地域のニーズを的確に捉えつつ、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現のために、令和3年度に、特例的な定員増を認める仕組みを創設しました。さらに、中央教育審議会大学分科会において地方創生に資する魅力ある地方大学を実現するための議論が重ねられ、同年12月に「これからの時代の地域における大学の在り方について―地方の活性化と地域の中核となる大学の実現―」が取りまとめられました。引き続き、関係省庁とも連携の上、地域にとってかけがえのない大学の実現に向けた取組を進めていきます。

第4節 グローバル時代の成長をけん引する人材育成と大学の国際化

1 高等教育の国際化の推進

社会や経済のグローバル化や生産年齢人口の減少が進む中で、国際社会との協調及び我が国の創造的な成長を両立していくためには、高等教育の国際通用性・競争力の向上が求められるところ、日本人学生の海外留学及び多様で優秀な外国人留学生の受入れ・定着からなる留学生交流の拡大、その基盤となる我が国の高等教育の国際展開等の国際化を総合的かつ戦略的に推進することにより、多様性の中での切磋琢磨を通じて国際的に活躍できる人材を輩出していくことが重要です。

このような中、文部科学省においては、「Global×Innovation人材育成フォーラム」の「最終まとめ」（令和7年6月）の提言等を受け、未来を担う若者たちのために多様な成長を支える留学機会の提供や留学の機運醸成など、産学官が一体となった取組の充実に努めています。

2 留学生交流の推進

（1）日本人学生の送り出し

①海外留学支援制度による経済的支援の充実

日本人学生等の国費による海外留学支援として、我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、また諸外国の大学等との学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、「海外留学支援制度（協定派遣型・学部学位取得型・大学院学位取得型）」を実施しています。令和7年度からは、日本人学生に対する物価高騰等の影響による経済的負担の軽減を図るため、奨学金単価を増額しています。

「海外留学支援制度（学部学位取得型）」による支援の拡

大のためには、高等学校段階における適切な情報提供や進路指導、進学準備に関する相談対応等、教育上の支援が極めて重要であることなどを踏まえ、都道府県教育委員会と連携しながら取組を推進するため、令和6年度から試行的に「都道府県推薦枠」を設けて実施しています。

加えて、高い専門性と国際的なネットワークを備えた博士人材の育成のため、世界トップレベル大学の理系博士課程への送り出しを重点的に推進するべく、令和7年度から「海外留学支援制度（大学院学位取得型特別枠）」を設け、実施しています。

②トビタテ！留学JAPANによる支援の充実

文部科学省では、平成26年度から、官民協働のもとで「トビタテ！留学JAPAN」を開始し、我が国における留学機運のさらなる醸成に取り組んでいます。令和5年度からの第2ステージでは、日本の未来を創るグローバルリーダーを輩出するための「新・日本代表プログラム」や、産業界、自治体等による留学支援の情報を発信する「留学プラットフォーム事業」、本制度による留学経験者のコミュニティと社会との協働プロジェクト等を通じて人材育成機能を強化する「価値イノベーション人材ネットワーク事業」といった取組を実施しています。

（2）多様で優秀な外国人留学生の受入れ

①外国人留学生に対するリクルーティング機能の強化

多様な国及び地域からの優秀な外国人留学生の確保等を目的として、令和6年度から「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」を実施しています。当該事業では、在外公館や企業との連携のもと、東南アジア諸国連合（ASEAN）やインド等の重点地域を中心とした海外拠

点機能として、日本留学に関する情報発信やイベントの開催等を通じた外国人学生の早期のリクルートから帰国後のフォローアップまでを一体的に促進し、大学等における、日本留学サポート体制の強化を図るための海外での活動等を支援しています。

②外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底

外国人留学生の受入れ促進に当たっては、適切な受入れや在籍管理の徹底等が不可欠であることから、各大学等から退学者・除籍者・所在不明者について定期的に報告を求めることに加え、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」（令和6年4月26日文科科学大臣決定）に基づき、7年度に「改善指導対象校」を初めて指定し、改善指導を行うこと等を通じて、在籍管理の徹底を図っています。また、外国為替及び外国貿易法に基づき、経済産業省等と連携して、各大学等に機微技術流出防止のための安全保障貿易管理の徹底を促しているところ です。

③外国人留学生に対する経済的支援

「国費外国人留学生制度」は、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし、教育・研究を行わせる制度として、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生などを対象に実施しており、令和7年度は9,221人の国費外国人留学生を受け入れています（7年5月1日現在）。また、私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対しては、「留学生受入れ促進プログラム」により日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を給付しています。さらに、「海外留学支援制度（協定受入型）」では、大学間交流協定に基づき諸外国の大学等から、我が国の大学等に受け入れる外国人留学生を支援しています。

④外国人留学生の国内就職支援

多様で優秀な外国人留学生の受入れを促進するためには、留学後の日本国内での就職に必要な支援を実施することが必要です。このため、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」、「キャリア教育」、「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する「留学生就職促進プログラム」を令和7年度まで実施し、当該事業により蓄積された成果等を取り入れた「留学生就職促進教育プログラム認定制度」を実施しています。このほか、JASSOは、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活動について有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリア教育・就職ガイダンス」を実施しています。

3 大学の国際化

（1）大学の国際化の意義

大学は「知の拠点」であり、高度人材育成や科学技術の発展の中核として、国・地域を超えた連携や競争に参画し、イノベーションを創出することが求められています。そのために、高等教育や学術研究の分野で学生や研究者の国境を越えた交流や国際的な頭脳循環を活発化させる必要があります。このような状況の下、我が国においても、国際的に活躍できるグローバル人材の育成、世界との調和ある連携ネットワークの形成、卓越した研究力の一層の活用を推進しており、世界に開かれた教育研究環境の整備充実や学生交流の拡大などを通じて、大学の国際通用性・競争力の向上のための支援を継続して実施しています。

①大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業

令和6年度からは、日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの共修科目や科目群・コースなどの開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」を開始し、13大学を採択しています。

②大学の世界展開力強化事業

「大学の世界展開力強化事業」は、我が国にとって戦略的に重要な国・地域の大学と、単位の相互認定等、質保証を伴う学生交流を実施し、国際教育連携の取組を支援するものです。

特に令和7年度からは、豊富な天然資源や人口増加を背景として国際場裡においても存在感を高めているグローバル・サウス諸国の大学との間で、交流を推進する取組を支援しています。

③国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）

我が国では、日本の大学と外国の大学が連携し、共同の教育プログラムを開設し、学生がそのプログラムを修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で一つの学位を授与する国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）を推進しています。国境を越えて、一つの大学では提供できないより高度で付加価値の高い学修機会の提供が可能となるとともに、我が国の高等教育の海外展開等国際交流の発展に寄与しています。

④ユネスコの高等教育の資格の承認に関する規約

アジア太平洋地域においては、締約国間で高等教育の資格を相互に承認・評定する枠組みを定めるユネスコの「高

等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称：東京規約)が発効し、日本も平成29年12月6日に締結しています。さらに、グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮するよう、令和元

年の第40回ユネスコ総会にて採択された「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について、日本は4年9月13日に締結し、5年3月5日に発効しています。

第5節 専門人材の育成

1 医療系人材の養成

高齢化に伴う医療ニーズ(需要)の高まり等を受け、81の医学部、29の歯学部、81の薬学部、307の看護学部など、多くの大学において医療系人材の養成が進められています。文部科学省では、各大学と協力しながら、質の高い医療系人材を養成するための様々な取組を進めています。

医学部の定員については、将来の医師の需給の観点から、原則抑制することとしておりますが、地域における医師の確保は喫緊の課題であることから、平成20年度以降、医師不足地域や不足している診療科での勤務を条件とする地域枠等を中心に、医学部定員の臨時的な増員を認めてきました。令和7年度は、地域枠等の臨時定員995人を含め、全国の医学部の入学定員は計9,393人となっています。

また、薬剤師の養成にあたっては、令和5年3月に、薬剤師の地域偏在や地域における需要等を考慮しつつ、6年制課程の薬学部・学科の設置及び収容定員増を抑制する制度改正を行い、7年4月より適用されます。

(1) 医学教育・歯学教育の改善・充実

医学生・歯学生は卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示したモデル・コア・カリキュラムを踏まえつつ、各大学の特色ある教育を学んでいます。令和4年度に改定したモデル・コア・カリキュラムは6年4月より適用されています。

(2) 薬学教育の改善・充実

医療人としての薬剤師を養成するため、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に沿った教育の確実な定着に向け、学習成果基盤型教育の推進や実務実習の充実に取り組んでいます。令和6年度の入学生からは5年2月に改訂されたモデル・コア・カリキュラムが適用されています。

(3) 看護師等医療技術者教育の改善・充実

看護師など医療技術者の養成において質の高い医療技術者、教育者、研究者を養成することを目的とした大学・大学院が増えており、大学が養成する人材に期待が寄せられています。

一方、看護系大学の急増に伴い、教育の質の確保が課題になっており、令和7年3月には学生が卒業時までに身に付けておくべき看護師として求められる資質・能力等を示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を改訂しました。本モデル・コア・カリキュラムは、8年4月より適用されます。

(4) がん医療の取組

文部科学省では、がん対策基本法に基づく第4期「がん対策推進基本計画」(令和5年3月28日閣議決定)を実現するため、「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」を通じて、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成を進めています。

2 大学附属病院の機能強化

医療の高度化や超高齢社会等による疾病構造の変化に加えて医師の働き方改革に対応していくためには、大学附属病院の教育・研究・診療・地域貢献という役割・機能を改めて明確にし、運営体制や財務・経営面等も含めた改革に取り組むことが求められます。

そのため、大学附属病院は、自院の実情に応じた「大学病院改革プラン」を策定し、当該プランに基づき改革を推進して、持続可能な経営基盤の確立を図ることとしています。

また、昨今の物価や人件費等の高騰の影響を受けて増収減益傾向が一層強まっており、令和6年度では国公立大学病院で過去最大となる508億円の赤字となりました。7年度も更なる悪化が見込まれる中、大学附属病院としての機能を持続するため、文部科学省では、「大学病院機能強化推進事業(経営環境の改善に資する教育研究基盤の充実)」として、病院運営の構造転換を図る大学附属病院に対し、7年度補正予算において、教育・研究の質を高めるために必要となる人件費を含むランニングコストを緊急的に支援しました。

3 専門職大学院

平成15年度に創設された専門職大学院(専門職学位課程)は、大学院のうち特に高度専門職業人を養成すること

を目的とし、理論と実務を架橋する実践的な教育を行う課程です。具体的には、教員組織は一定割合以上を実務家教員とすること、教育内容は事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等を授業の基本とすること、教育の質保証のための方策として教育研究活動状況の認証評価を5年以内ごとに受審することを制度的に位置づけた課程です。令和7年4月現在で、法曹養成（法科大学院）、教員養成（教職大学院）、MBA（ビジネス）・MOT（技術経営）、会計、公共政策、公衆衛生、臨床心理等といった多様な分野で計121大学・172専攻が設置されています。社会人学生の比率が約50%であり、社会人の学び直しの推進に一定の成果を挙げています。

（1）法科大学院

法科大学院は、司法試験、司法修習と有機的に連携した専門職大学院として、平成16年度に創設されました。法科大学院では、双方向・多方向的な討議を重視した少人数教育が行われており、理論と実務を架橋するものとして、先端的な法領域に関する科目から模擬裁判等の実務的な科目までが開設されています。また、「プロセス」としての法曹養成制度の中核的な機関として、質・量共に豊かな法曹を養成することが期待され、公平性、開放性、多様性という基本的理念の下、これまで、法曹をはじめ企業や公務部門など社会の様々な分野に修了者を輩出しています。

一方、司法試験合格率や法曹志望者の状況などが当初の見込みと異なるものとなったため、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）において示された具体的方策に基づき、30年度までを集中改革期間と位置づけ、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」による先導的な取組への支援等による法科大学院改革の取組を進めてきました。

令和元年6月には、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における審議等を踏まえた「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。この制度改正により、法科大学院において開設すべき科目群を規定した上で、修了に必要な単位数を各科目群ごとに規定するなど、法科大学院教育の充実を図るとともに、2年度からは、法科大学院と法学部等が早期卒業を前提とした教育を行うための協定（法曹養成連携協定）を締結し、文部科学大臣の認定を受けて、「法曹コース」を法学部等に開設することが可能となりました。また、5年の司法試験からは、一定の要件を満たした場合は、法科大学院在学中の受験が可能となり、法曹志望者の時間的・経済的負担が一層軽減されているところ です。

令和7年4月1日現在では、計42大学において法曹

コースが開設され、法学部の早期卒業と法科大学院の既修者コースの修了により、今までよりも約2年早く法曹として活躍することが可能となっています。法科大学院34校における直近の司法試験累積合格率（2年度修了者）は71.0%となり、政府目標である累積合格率7割を達成しています。また、7年司法試験における修了後1年目までの合格率も63.3%となっています。引き続き法科大学院教育の充実を図るとともに、予測可能性の高い法曹養成制度を実現し、新たな制度の下、法曹を志す誰もが、プロセスとしての法曹養成制度を通じて、質の高い法曹となる途を確保していきます。

（2）教職大学院

教職大学院は、学校現場における広い理解をもち自ら諸課題に積極的に取り組む資質能力を有した新任教員の養成と、学校現場が直面する諸課題の構造的・総合的な理解に立ち幅広い指導性を発揮できるスクールリーダーとなるような現職教員の養成を目的として設立されました。令和7年4月現在、全国に54の教職大学院が設置されています。教職大学院は、学校や教育委員会との連携・協働による教職経験のある実務家教員の配置や、学校現場における長期の実習など、学校や教育委員会の要請に即した体系的な教育課程を特色としており、新たな学びを展開できる実践的な指導力を持った教員を養成しています。それにより、現職教員学生を除く同年3月修了者の教員就職率が約90%と高水準となっていることなど、着実な成果を挙げています。

文部科学省では、「優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について議論のまとめ」（令和6年3月19日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえ、「教職の高度化」（質の向上）及び「教師志願者の拡大」（量的確保）の観点から、教職大学院等を修了し、翌年度から正規の教師として採用される者を対象に、奨学金の返還免除を実施する制度を6年度に創設しました。

4 専門職大学

専門職大学は、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する新たな種類の大学として、平成31年に制度化されました。4年制の「専門職大学」、2年制又は3年制の「専門職短期大学」のほか、既存の大学・短期大学に設置する「専門職学科」も制度化され、令和7年4月時点で、情報、観光、農業、医療・保健、クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など）の専門職大学19校、専門職短期大学3校、専門職学科1学科が設置されています。

専門職大学では、卒業単位のおおむね3分の1以上を実

習・実技とし、長期の企業内実習等も行うことにより、学生は理論と実践の両方をバランスよく学修するほか、専攻する職業に関連する他分野も学ぶこととしています。これにより、我が国の産業構造の変化が見込まれる中、成長分野において活躍する人材や地域社会の担い手となる人材の養成を目指しています。

令和6年度は、14校の専門職大学、3校の専門職短期大学、1校の専門職学科が卒業生を輩出し、就職率は97%となっています。卒業生は大学で学んだ分野に関連する企業や地方公共団体へ就職するほか、起業する例も見られます。文部科学省では、専門職大学制度を周知するためのパンフレットをリニューアルし、全国の高校及び各都道府県の教育委員会等に配付したほか、高等学校教員を対象とした進学相談会の開催、ウェブサイト^{*7}や制度説明動画^{*8}等、様々な方法で情報発信を行い、周知に取り組んでいます。

5 高等専門学校

高等専門学校（以下「高専」という。）は、中学校卒業後の意欲ある若者を受け入れ、5年一貫の専門教育を展開する我が国のユニークな高等教育機関として、全国に58校設置されています。高専では、一般科目と専門科目を組み合わせ、理論だけでなく実験実習に重点を置いた教育や、「ロボコン」をはじめとするコンテスト等を通じて、実践的・創造的技術者を養成・輩出し、国内外から高い評価を受けています。近年では、高専生が持つ高い技術力や創造性を踏まえ、半導体や蓄電池等の社会的な要請が高い分野の人材育成や、アントレプレナーシップ教育の充実、スタートアップ創出支援等を進めています。卒業後は約6割が就職し、残りの約4割が専攻科や大学に進学しています。また、その独自の教育方法と高度な教育レベルは国際社会からも極めて高く評価されており、国立高等専門学校機構では、モンゴル、タイ、ベトナム、エジプトにおいて、現地のニーズを踏まえながら、日本型高専教育制度「KOSEN」の導入支援を行っています。

6 専門学校の現状と最近の施策

（1）専門学校の現状

専修学校は、地域を支え、社会の変化に即応できる実践

的な職業教育を行う機関として発展してきました。特に、高等学校卒業程度を入学対象とする専門課程（専門学校）の学生数は、令和7年5月現在約57万人で、外国人を含む高等教育機関への進学者のうち23.1%が進学しており、我が国の高等教育の多様化・個性化を図る上で重要な役割を果たしています。

（2）最近の施策

職業教育の重要性が高まる中で、専門学校に求められる役割もより一層大きくなっています。こうした中で、専門学校のさらなる教育の質の保証・向上を図り、高等教育段階の職業教育機関としての位置づけを明確化することを目的とする「学校教育法の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立し、8年4月1日に施行されました。本法律及び関係法令の改正により、①専攻科制度の創設、②専門課程の入学資格を大学と同様に改正、③在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に変更、④「専門士」及び「高度専門士」の称号を法令で位置付け、⑤授業時数制から単位制へ移行、⑥教育の質の保証・向上を図るため大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け及び外部の識見を有する者による評価（いわゆる第三者評価）の努力義務化、などの措置が講じられました。評価については、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえて「専修学校における学校評価ガイドライン」が改訂され、今後はこれに基づいて毎年度の自己点検評価や第三者評価等が行われることになります。

また、その他の施策として、企業等との連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する制度を平成26年度から開始しています（令和8年3月現在：1,144校3,289学科）。さらに、5年度からは職業実践専門課程の認定学科のうち、在籍者中の外国人留学生の割合や就職率等の一定の要件を満たす学科を「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」として認定（令和8年3月現在：255校681学科）する制度が創設されました。今後とも学校教育法等の改正の趣旨を踏まえつつ、専門学校の教育のさらなる充実及び魅力の向上を図っていきます。

*7 専門職大学・専門職短期大学ウェブサイト
参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index_pc.htm
*8 YouTube 動画「専門職大学・専門職短期大学2019年4月スタート」
参照：<https://youtu.be/AlgWkIOo8Ho>